

令 和 4 年 6 月 2 4 日 教 育 委 員 会 事 務 局 高 校 教 育 課

## 令和5年度から 横浜市立高等学校において「通級による指導」を開始します

市立高等学校では、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の障害のある生徒に対して、各学校が個別の配慮や相談体制を整備して支援を行っています。

障害のある生徒等、学校生活上に困難さを感じている生徒が一層安心して、充実した学校生活を送ることができるようにしていくため、令和5年度から横浜総合高等学校を「拠点校」として市立高等学校において「通級による指導」を開始します。

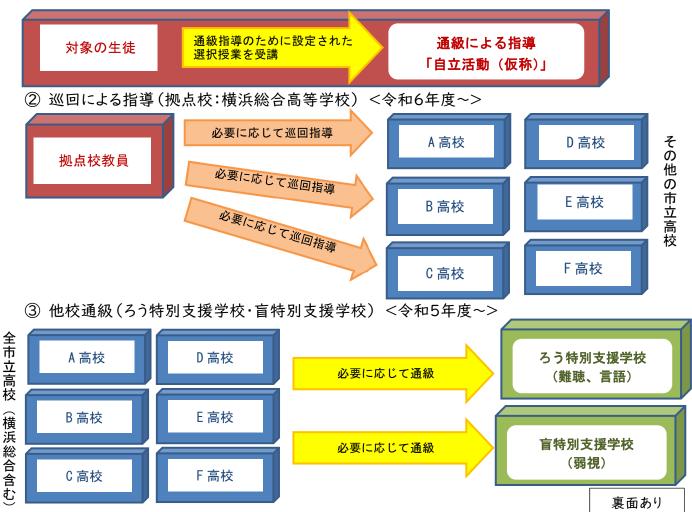
令和5年度から、横浜総合高等学校において、「自立活動(仮称)」の授業を設定し、対象の生徒に学校生活や集団生活を円滑に過ごせるようにするための特別の指導を行います。(①自校通級)

令和6年度には、通級による指導を全ての市立高等学校に在籍する生徒に拡大し、「拠点校」 の担当教員が対象の生徒の在籍校に出向いて指導や支援を行う予定です。(②巡回による指導)

また、弱視、難聴、言語障害のある市立高等学校の生徒については、令和5年度から盲特別支援学校・ろう特別支援学校で指導や相談を受けることができるようにします。(③他校通級)

## 【実施イメージ】

① 自校通級(横浜総合高等学校) <令和5年度~>



## 「通級による指導」とは…

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態を「通級による指導」といい、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、指導を行います。高等学校においては、指導時間や指導の成果等によって、単位を認定します。

(指導対象となる生徒の具体的な状況の例)

- ・自己表現が苦手で、他者とのコミュニケーションに不安を感じている
- ・自分の課題の優先順位に従った行動がとれない
- ・読む、書く、計算するなどの学習の基盤となるスキルに困難が顕在化している など

## 【指導の形態】

形態	実施方法	指導内容
① 自校通級 (横浜総合高等学校) 【令和5年度~】 ② 巡回による指導 (横浜総合高等学校を 除く市立高等学校) 【令和6年度~】	在籍校で特別に設定された「自立活動」等の指導を行います。 拠点校(横浜総合高等学校)の教員が、放課後等に対象生徒の在籍校に巡回して指導を行います。	生徒一人ひとりの状況に応じて、個別の指導計画を作成し指導・支援内容を決定します。主に、「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「コミュニケーション」等の『自立活動』に相当する指導となります。 各教科の内容を取り扱う場合は、単なる教科の補充ではなく、将来の自立に向けた包括的な指導を行っていきます。
③ 他校通級 (盲特別支援学校・ ろう特別支援学校) 【令和5年度~】	在籍校から各特別支援学 校に定期的に通ってくる対 象生徒に指導を行います。	弱視、難聴、言語障害のある市立高等学校の生徒に対して、盲特別支援学校及びろう特別支援学校で、学校生活上の困難さの解消や進路・将来的な自立等に向けた指導を行っていきます。

お問合せ先							
00 IFI II 2 70							
教育委員会事務局高校教育課長	宮村	浩文	Tel	045-671-3289			